

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 生活保護法による指定医療機関の指定取消し…(福祉保健局生活福祉部保護課)…二
- 都道の区域変更…(建設局道路管理部路政課)…三

告示

●東京都告示第五百八十九号

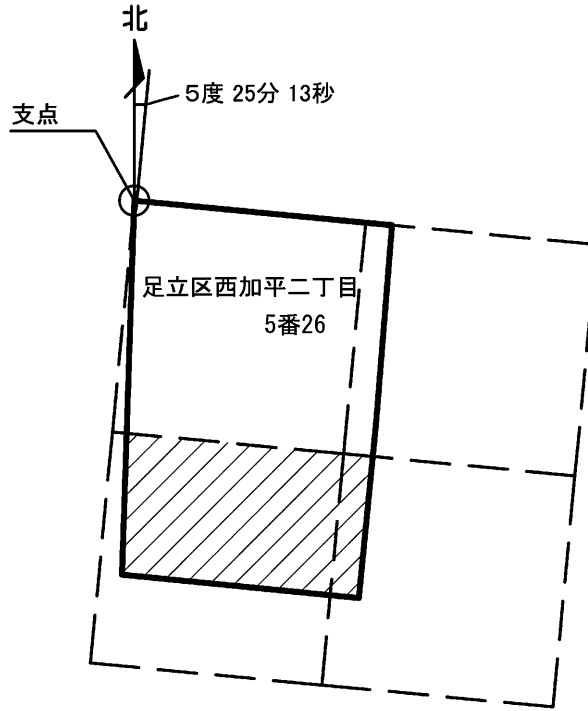
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百五十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (足立区西加平二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨▨▨▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度（5度25分13秒）】

格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、足立区西加平二丁目5番26の最北端とする。

●東京都告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十一条第二項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年四月十三日

東京都知事 小池 百合子

取消
令和5年3月分

医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	クリニックドクターメンタル	東京都港区芝5-27-5 山田ビル201号室	令和5年2月17日

●東京都告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年四月十三日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 奥多摩青梅

二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町小丹波字鈴野九百八十六番一地内から同町小丹波字寸庭平九百

四番四地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

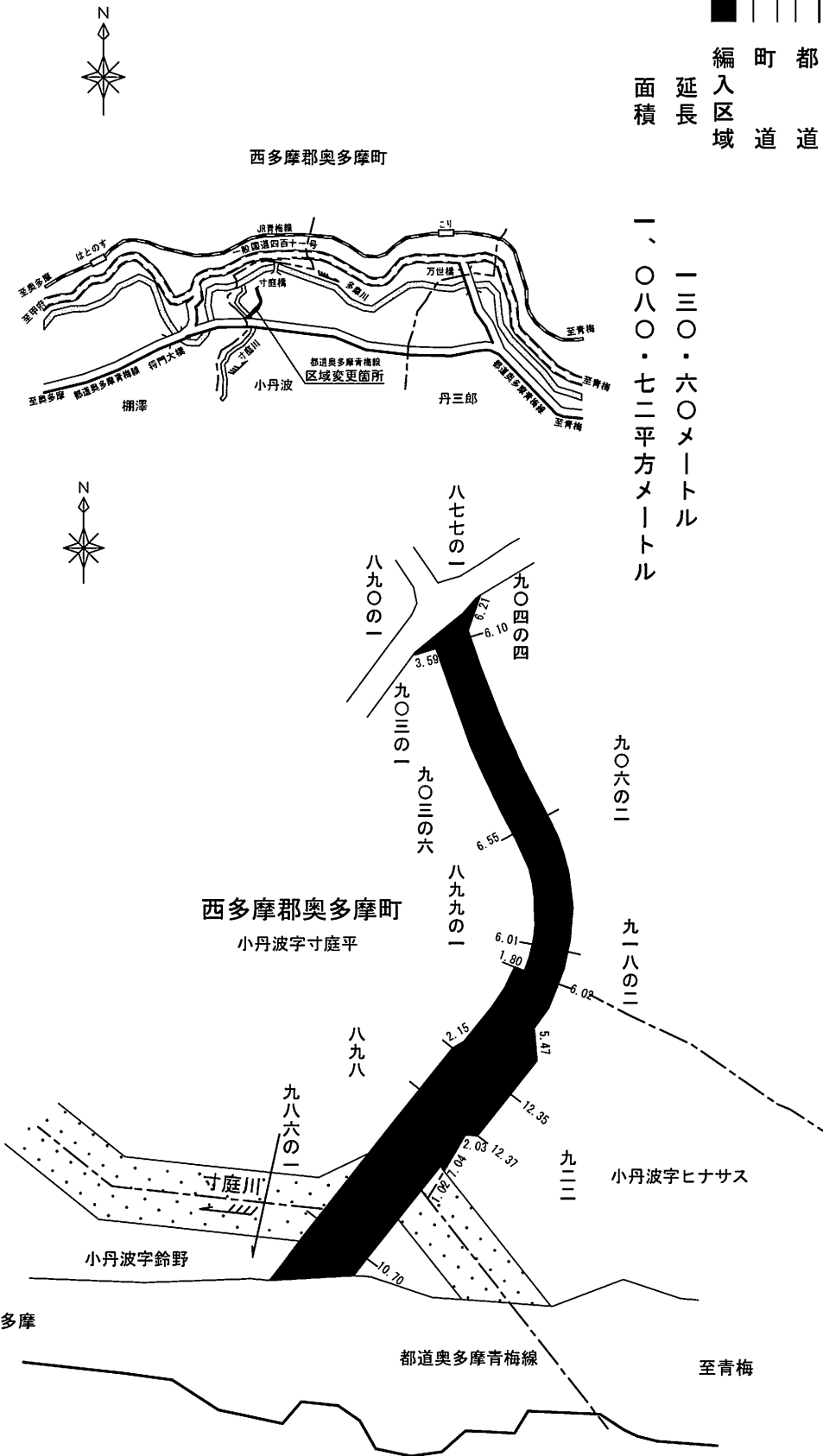
別図

都道奥多摩青梅線区域変更略図
西多摩郡奥多摩町小丹波地内

都道
 町道
 一般国道

編入区域
 延長面積

一三〇・六〇メートル
 一、〇八〇・七二平方メートル



発行所 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001